第３表

変動額届出供給約款料金原価整理表

（単位：円）

	金　額	
届出供給約款料金変動額		
現行供給約款料金原価		
変動額届出供給約款料金原価		

（ガス事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第十条　ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「選択的託送供給約款料金」を「付加的託送供給約款料金」に改める。

第一条中「及び一般ガス事業供給約款料金算定規則」を「、一般ガス事業供給約款料金算定規則」に改め、「以下「一般ガス料金算定規則」という。）」の下に「及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号。以下「託送収支規則」という。）」を加える。

第二条の見出しを「（大口・卸供給部門原価及び託送供給部門原価の算定）」に改め、同条中「第十条」を「第十条の五」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、一般ガス料金算定規則第十四条の二の規定により届出供給約款料金原価を算定し、法第二十二条第二項の規定により変更しようとする託送供給約款料金を算定しようとする一般ガス事業者は、原資算定期間として、当該一般ガス事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年を単位とする一年以上の期間を定め、一般ガス料金算定規則第十四条の二の規定により、減少部門別原価として、大口・卸供給部門原価及び託送供給部門原価を算定しなければならない。

第三条第一項及び第二項中「託送供給約款料金原価として、」の下に「一般ガス料金算定規則第十条（一般ガス料金算定規則第十条の二第一項の事業者にあっては、一般ガス料金算定規則第十条の五）により算定した」を加え、同条第三項中「前条」を「前条第一項」に改め、「一般ガス事業者をいう。）は、」の下に「一般ガス料金算定規則第十条（一般ガス料金算定規則第十条の二第一項の事業者にあっては、一般ガス料金算定規則第十条の五）により算定した」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　前条の規定にかかわらず、第二条第二項の一般ガス事業者は、減少託送供給部門原価（同項により減少部門別原価として算定した大口・卸供給部門原価及び託送供給部門原価をいう。）に属する機能別原価を様式第一の二第一表に整理しなければならない。

２　前項の一般ガス事業者は、減少託送供給部門原価を次の各号に掲げるいずれかの方法により、託送供給約款料金引下げ原資と付加的託送供給約款料金引下げ原資（第十六条第一項及び第二項の規定により設定した同条第一項に規定する付加的託送供給約款料金の引下げのための原資をいう。以下同じ。）に配分しなければならない。この場合において、託送供給約款料金引下げ原資と付加的託送供給約款料金引下げ原資のいずれかに特定することができるものは、これをいずれかに特定して配分するものとする。

一　原資算定期間における託送供給約款料金及び付加的託送供給約款料金のそれぞれの変更前料金収入額（変更前の託送供給約款料金又は付加的託送供給約款料金により想定される料金収入をいう。以下同じ。）の比率による配分

二　原資算定期間における託送供給約款料金及び付加的託送供給約款料金のそれぞれのガスの供給量の需要想定の比率による配分

三　前各号に掲げる配分の方法に類する方法であって一般ガス事業者の事業活動の実情に応じた合理的かつ適切な方法による配分

３　前項の一般ガス事業者は、託送供給約款料金原価として、変更前料金収入額から託送供給約款料金引下げ原資を差し引いた額を算定し、様式第一の二第二表に整理しなければならない。

第四条中「第二条」を「第二条第一項」に「前条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第五条中「設定する料金」の下に「（以下「託送供給約款料金」という。）」を加える。

第九条第一項中「乗じて得た額」の下に「（以下「事業報酬額」という。）」を加える。

第十三条中「算出」を「算定」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（減少事業報酬額の算定）

第十三条の二　ガス導管事業者（法第三十七条の八において準用する法第二十二条第一項ただし書の承認を受けたガス導管事業者であって法第三十七条の八において準用する法第二十二条の二第一項に規定する届出を行っていないガス導管事業者及び託送収支規則の規定により公表した直近の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下「当期内部留保相当額」という。）が零のガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第六第四表を作成しなければならない。

２　減少事業報酬額は、次項の規定によりガス導管事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

３　還元額は、当期内部留保相当額の範囲内を上回らない額であって、ガス導管事業者が定める額とする。

４　内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定によりガス導管事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第九条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（減少事業報酬額の減少機能別原価への配分）

第十三条の三　前条のガス導管事業者は、減少機能別原価として、前条第一項の規定により算定した減少事業報酬額を別表第三に掲げる各項目ごとに整理した事業報酬額とその合計値との比として算定した配分比を用いて、別表第三に掲げる機能別原価の各項目に配分し、様式第六第五表に整理しなければならない。

（減少事業報酬額に係る減少機能別原価の減少部門別原価への配分）

第十三条の四　第十三条の二のガス導管事業者は、減少部門別原価として、前条により算定した減少機能別原価を別表第三に掲げる項目ごとに、別表第四に掲げる配分基準に基づき、第十三条第一項に掲げる部門別原価に配分し、様式第六第六表に整理しなければならない。

（部門別原価の整理）

第十三条の五　第十三条の二のガス導管事業者は、部門別原価として、第十三条の規定により整理した部門別原価から前条の規定により整理した減少部門別原価を差し引いた額を、様式第六第七表に整理しなければならない。

第十四条第一項及び第二項中「託送供給約款料金原価として、」の下に「第十三条（第十三条の二の規定により減少事業報酬額を算定したガス導管事業者にあっては、第十三条の五）により算定した」を加え、同条第三項中「ガス導管事業者は、」の下に「第十三条（第十三条の二の規定により減少事業報酬額を算定したガス導管事業者にあっては、第十三条の五）により算定した」を加え、同条第四項中「様式第六第四表」を「様式第六第八表」に改める。

第十五条第一項中「第三条」の下に「、第三条の二」を加え、同条第三項中「様式第七により」を「様式第七第一表の」に改め、「比較表」の下に「（選択的託送供給約款料金を設定した場合には、同表及び様式第七第二表の選択的託送供給約款料金種別一覧表）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「原価算定期間」の下に「又は原資算定期間」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　事業者は、託送供給約款料金として、一般託送供給約款料金のほか、その事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、選択的託送供給約款料金を設定することができる。